

丸子橋塗装工事かかる色彩基準の適用除外について

1. 経緯の概略

- ・ 本工事は、平成 12 年に架け替えた丸子橋の塗装工事であり、従前と同じ色彩計画で塗り直すと周辺住民という事で調整を行い、平成 25 年 12 月より足場を施工、2 月より本塗装工事を行い 3 月下旬完了予定。
- ・ 本塗装工事は、2 年度分けて行う。今年度は、川崎市側に 1 スパンを塗り、来年度、大田区側を塗装する予定。
- ・ 本工事は、川崎市の区域で行われており、「川崎市景観計画」では、届出対象ではない。来期は大田区側で塗装予定しており、今回と同じ色彩計画で塗装を予定している。

2. 課題

- ・ すでに塗装して 10 年以上経過しているため剥げもあり、塗装更新の時期となっており、塗り替える色は既存と同じ色を予定している。
- ・ 現在の色及び予定色は「大田区景観計画 色彩基準 多摩川景観形成重点地区」の基準を満たしていない。
- ・ 上記のことから、色彩基準の適用除外の可否について検討を要する。

3. 方針(案)

本件は「大田区景観計画」第 3 章(4)色彩に関する基準(b)色彩基準の適用除外に定める要件(橋梁等で区民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの)を満たすものであり、大田区景観審議会の意見を聴取した上で、色彩基準によらないものとする。

色彩基準の適用除外の記載内容抜粋(大田区景観計画第 3 章(4)(b) P139)

「次のような良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。」

- 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- 自然石や木材などの自然素材、質感の豊かなタイルやレンガなどを使用する場合。
- 橋梁等で区民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの。
- コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたないもの。

なお、景観アドバイザー会議での意見の要約は以下の通りとなっている。

「現在の橋を架けた当初、色彩に関しても検討されて、なおかつその色彩を引き継いでいくという事ならば、予定されている色も、周囲と違和感のある色でないことから、色彩基準の適用除外を認めても問題ないと考えられる。」